公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者(以下「元請負人」という。)が、公共工事に係る工事請負代金債権(以下「工事請負代金債権」という。)の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における島根県公共工事請負契約約款(以下「工事請負契約約款」という。)第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

- 第2条 債権譲渡の対象工事は、請負代金額1,000万円以上の建設工事とする。ただし、次の工事は除くものとする。
 - 一 県が役務的保証を必要とする工事
 - 二 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の1 0の2第2項に基づく低入札価格調査の対象となった工事
 - 三 元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は特例民法法人である建設業者団体)又は財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者(以下「債権譲渡先」という。)であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該建設工事が完成した場合においては、工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(債権譲渡承諾の条件)

- 第5条 債権譲渡の承諾は、債権譲渡先が、財団法人建設業振興基金の行う債務保証事業を利用して転貸資金を金融機関から借り入れ、当該工事請負代金債権を担保に元請負人に対して融資を行う場合に限り行うものとする。
- 2 債権譲渡先と元請負人との間の債権譲渡契約において、下請保護方策が適切に措置されていない等債権譲渡の承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第6条 当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

- 第7条 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次の書類を元請負人から提出させるものとする。
 - 一 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 3通
 - 二 元請負人と債権譲渡先との調印済の債権譲渡契約証書(参考様式)の写し 1通
 - 三 工事履行報告書(様式第2号)
 - 四 発行日から3ヶ月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
 - 五 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

(債権譲渡の承諾の決済処理手順等)

- 第8条 債権譲渡の承諾事務は、当該工事の契約を担当する本庁の課又は地方機関(以下「所管課等」という。)において行うものとする。
- 2 申請書類の受理は、所管課等で行うものとする。ただし、所管課等が本庁の場合で、地方機関 において工事を監督している場合は、当該地方機関を経由するものとする。
- 3 所管課等は、申請書類受理後、速やかに承諾のための手続を行うものとする。
- 4 所管課等は、債権譲渡整理簿(様式第3号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。
- 5 所管課等は、債権譲渡の承諾後、確定日付を付した債権譲渡承諾書(様式第1号)2通を元請 負人に交付するものとする。

(申請書類の確認に際して留意すべき事項)

- 第9条 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)に記載されている譲渡対象債権の金額(申請時時点)が、工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していることを確認するものとする。
- 2 債権譲渡契約証書において、原則として、次の各号のいずれかの措置が講じられていることを 確認するものとする。
 - 一 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権 譲渡先が県から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、元請負人に代わって下 請負人等に代金を払う旨の特約
 - 二 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権 譲渡先が県から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分 を元請負人に代わって下請負人等に支払う旨の特約
- 3 工事履行報告書(様式第2号)により工事進捗率が2分の1以上であることを確認するものと する。

(融資実行の報告)

第10条 元請負人及び債権譲渡先が、県による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて県に融資実行報告書(様式第4号)を提出させるものとする。

(債権譲渡先からの債権金額の請求)

- 第11条 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求にあたっては、次の書類を提出させるものとする。なお、債権譲渡先は、県による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、 債権金額の請求ができるものとする。
 - 一 工事請負代金請求書(様式第5号) 1通
 - 二 県の発注機関の押印がされた債権譲渡承諾書(様式第1号)の写し 1通
- 2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は元請負人及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契 約約款第35条に基づく前金払及び中間前金払並びに同約款第38条に基づく部分払を請求する ことはできないものとする。ただし、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘 る工事については、債権譲渡先は年度末に限り部分払を請求することができるものとする。

(工事請負代金請求書の確認に際して留意すべき事項)

第12条 請求金額が、第4条に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承 諾書において規定されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成14年3月1日から施行する。
- 2 第9条第2項に定める元請負人が倒産した場合の下請負人等保護方策の確認については、当分の間、次の事項を確認することで代えることができる。

融資時に元請負人が債権譲渡先に対して下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権 譲渡先と元請負人との間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が県から受け取る当該工事代金額 から元請負人への貸付金を精算の上、元請負人の倒産による任意整理において、残余の部分を債 権譲渡先が元請負人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、 当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められていること。

- 3 この要領は、平成15年11月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成23年4月1日から施行する。